訪問看護重要事項説明書

訪問看護・訪問リハビリテーションサービスの提供にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は以下のとおりです。

1.事業者の概要

事業所の種類	指定訪問看護事業所
事業者名称	合同会社希望
所在地	東京都八王子市元本郷町３丁目 6-20 アンダール元本郷 201 号室
代表者名	代表社員　山口　隆行

2.事業所の概要

事業所の名称	東雲訪問看護ステーション
所在地	東京都八王子市元本郷町３丁目 6-20 アンダール元本郷 201 号室
責任者	管理者　地場　由美子
電話番号	042-686-2520
FAX 番号	042-686-2521
事業所指定番号 平成３０年１１月１日指定	八王子市（1362990267） 医療（7392236）

3.事業目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

4.事業所の運営方針

（1）訪問看護事業の実施にあたっては、関係市町村、地域内の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、協力し理解のもとに適切な運営を図るものとします。

（2）在宅療養者の生活に質を維持・向上するために必要な看護サービスを計画的に提供しそのサービスの提供にあたっては、利用者及び家族の意思を尊重します。

（3）医療依存度の高い在宅療養者の訪問看護ニーズに積極的に対応し、医師の指示に基づき質の高い看護サービスを提供します。

（4）質の高い看護サービスが提供できるよう職員教育を推進し、サービスの品質管理に努めます。

5.サービスを提供できる地域

八王子市　　＊市外にお住まいの方は要相談

6.従業員の職員体制

管理者：１名（常勤兼務看護師）

看護師：常勤換算 2.5 名以上（常勤１名以上）

療法士：適当数

7.営業日及び営業時間

営業日：月曜日～金曜日　※年末年始（12/28～1/3）・祝日を除く

営業時間：9：00～18：00

※大雪や台風等により訪問の中止・変更をお願いする場合がありますのでご了承ください。また、緊急対応や天候不良時・交通状況により訪問時間のズレが生じる場合がありますので併せてご了承ください。（いずれの場合も事業所よりご連絡させていただきます。）

8.当事業所が提供するサービス

〇症状・障害の観察　〇清潔の援助　〇食事の援助及び排泄等の日常生活の援助

〇床ずれの予防・処置　〇認知症患者の看護　〇療養生活や介護方法の指導　〇服薬管理

〇カテーテル等の管理　〇ターミナルケア　〇ご家族に対する介護相談と助言

〇リハビリテーション　〇その他医師の指示による医療処置

9.利用者負担金

(1)利用者からいただく利用者負担金は、別紙料金表の通り介護保険・医療保険の法定利用料に基づいた額とします。

（2）利用者負担金の請求は、１カ月ごとにまとめてご利用月の翌月１０日頃に請求書を発行します。

（3）お支払い方法につきましては、集金又は銀行振込でお願い致します。尚、銀行振込の際は、下記振込先まで振込手数料はご負担して頂き、利用者のお名前での振込をお願いします。

金融機関名	多摩信用金庫　八王子四谷支店
口座種別・番号	普通　0545657
口座名義	合同会社希望　代表社員山口隆行

(4)キャンセル料：サービス利用のキャンセル・時間変更はサービス提供前日までにご連絡ください。ご連絡が無い場合及び当日利用者都合のキャンセルにつきましては、2,000 円を自費請求させていただきます。ただし、ご利用者様の急な入院等、やむを得ない事情がある場合は、請求しません。

10.事故発生時の対応

家族・介護支援専門員・関連機関への報告、対応を迅速に行います。また、状況や状態について記録を作成します。サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には当社加入保険「賠償責任保険＜訪問看護対応型＞の規程」によりその損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。わからない点は、責任者へお尋ねください。

11.提供するサービスの第三者評価の実施状況について・・・なし。

12.非常災害時の対応

防災管理についての責任者を定め、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を年に２回以上、実施します。

13.相談窓口・苦情について

（1）サービスに関する相談や苦情については担当の看護師等か次の窓口にご連絡ください。

責任者	地場　由美子　（ちば　ゆみこ）
電話番号	042-686-2520
FAX 番号	042-686-2521

責任者が不在の場合、対応した者が必ず「苦情相談記録票」を作成し引き継ぎます。また、内容を保管し、同様の問題が発生しないよう、事業所内で共有します。

（2）当事業所以外にも市や公的機関にて苦情申立等を行うことができます。

八王子市役所　福祉部　高齢者福祉課	電話：042-620-7420
東京都国民健康保険団体連合会	電話：03-6238-0177

14.虐待防止のための措置に関する事項

（1）事業者は虐待等に対する相談窓口を設置し、利用者の人権の擁護・虐待の防止に努めます。

（2）事業者はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに利用者が住所を有する市町村に連絡を取り、必要な措置を講じます。

（3）虐待防止のための指針の整備をします。

（4）虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。

（5）虐待防止の為の研修会を定期的に実施します。

15.身体拘束に関する事項

（1）利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するためにやむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。

（2）身体拘束を行う場合にはその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

16.感染症対策について

事業所において感染症の発生、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じます。

（1）　職員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

（2）　事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備いたします。

（3）　事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、職員に周知徹底を図ります。

（4）　職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

17.事業継続に向けた取り組みについて

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

（1）　職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（2）　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18.ハラスメントの防止とサービス利用にあたっての禁止事項

利用者、ご家族、関係者等において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

（1）　従業者に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。

（2）　パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為。

（3）　サービス利用中に従業者の写真や動画撮影、録音などを無断で SNS などに掲載すること。

19.緊急時訪問と緊急時訪問看護加算について

訪問サービス提供中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに関係各所に報告します。

また、当事業所は八王子市により 24 時間対応体制の指定を受けています。利用者はケアプランで予定されていない時間にも、必要に応じて、当事業所にご連絡・ご相談できます。看護師が必要と判断した場合には、訪問を実施することが出来ます。その場合には以下の加算を請求いたします。

介護保険をご利用の方：緊急時訪問看護加算

医療保険をご利用の方：24 時間対応体制加算、緊急訪問看護加算

※【介護保険】緊急時訪問看護加算

緊急時訪問看護及び介護予防緊急時訪問看護について説明を受け、このサービスを利用することに同意します。

令和　　年　　月　　日　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※【医療保険】24 時間対応体制加算

24 時間連絡体制について説明を受けこのサービスを利用する事に同意します。

令和　　年　　月　　日　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

サービスの契約にあたり重要事項の説明を行いました。

＜事業所＞

所在地：東京都八王子市元本郷町３丁目 6-20 アンダール元本郷 201 号室

事業者：合同会社希望

事業所：東雲訪問看護ステーション

代　表：山口　隆行　　㊞

私（代理人含む）は、重要事項の説明を受け、同意しました。

令和　　年　　月　　日

＜利用者＞　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

＜上記代理人＞氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞